

担保法制・倒産法制における 労働者保護について



AI-EI 法律事務所

AI-EI法律事務所

代表弁護士 森 倫洋

経済的窮境企業における経営者・労働者

● 経営者側

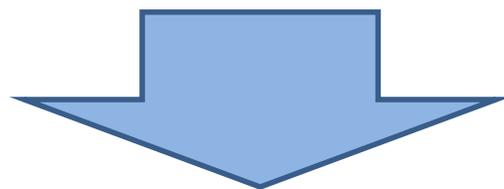
- 当面の資金調達の必要性和困難性(貸してもらえない)
- 自己保身による問題先送り(リストラクチャリングしない)
- 情報の非開示

● 労働者側

- 雇用継続への不安
- モチベーションの低下 → 優秀な社員の離職
- 現状改変への抵抗
- 情報の不足/客観的状況分析の困難性

経済的窮境企業で生じる問題

- 資金繰りの悪化と資金調達の困難
→ 賃金・退職金の未払い・減額
- 再生着手の遅れ
→ 事業価値の毀損・再建の困難



破産・事実上の清算しか選択肢がない

※バス会社の事例の紹介

(転職可能で早期着手の方が被害が小さい例)

労働者代表への意見聴取の課題

- 前提情報の把握の困難性
- 代替策の提示の困難性
 - ※ 現実的に意見を言える内容: 役員責任・役員報酬、他のコスト項目、事業譲渡の相手先
- 究極の選択? (人員削減か賃金カットか)
 - ～ 労働者内の意見のすり合わせの困難

cf ラジオ局の再生の事例

担保設定における意見聴取の問題

- 意見聴取の実効性:何を言えるのか？
 - ※ 実行場面は譲渡先や譲渡の際の労働条件等が想定されるが設定では？
- 誰に意見聴取するのか(適格性・責任の所在)
 - ※ 労働組合のある場合には労働協約で規定する方法はあるのではないか？
- 実行までのタイムラグ(状況や人員の変化)
- 設定へのハードルを設けることへの懸念
 - 資金調達せずに安易に「従業員からの与信」に頼らないか



森 倫洋

AI-EI法律事務所代表弁護士

Telephone: 03-6205-8418 (Direct)

Fax: 03-3519-5595/5596

E-mail: m.mori@aieilaw.co.jp

学歴

1993年 東京大学法学部卒業(法学士)

1999年 ハーバード大学ロースクール修士課程(LL.M.)修了

職歴

1995-1998年 東京地方裁判所判事補

2000-2003年 最高裁判所事務総局民事局付

2003-2005年 福岡地方裁判所判事補

2005年4月～2019年3月まで西村あさひ法律事務所(2007年以降パートナー)

主な論文/書籍

『事業再生大全』(共著、商事法務、2019年)、『企業労働法実務相談』(編集代表、商事法務、2019年)、『和文・英文対照モデル就業規則(第3版)』(編著、中央経済社、2019年)、『アジア進出・撤退の労務』(編著、中央経済社、2017年)、『現代型契約と倒産法』(共著、商事法務、2015年)、『会社裁判にかかる理論の到達点』(共著、商事法務、2014年)等、多数

受賞歴

2022年 Who's Who Legal: Japan 2022 Restructuring & Insolvency Leading Individual

2021年 Chambers Asia Pacific 2022 Employment Leading Individual

2020年 The Best Lawyers in Japan (Labor and Employment Law)

2019年 The Legal 500 Asia Pacific 2019 Labour and Employment Leading Individual

2018年 Asialaw Leading Lawyers 2018 Labour & Employment Leading lawyer

等、多数